

第114回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

■事業報告

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要……………	1 頁
会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 ……	5 頁

■連結計算書類

連結持分変動計算書……………	16 頁
連 結 注 記 表……………	18 頁

■計算書類

株主資本等変動計算書……………	32 頁
個 別 注 記 表……………	33 頁

上記事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

キッコーマン株式会社

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及びその子会社から成る企業集団における取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社は法令、定款及び社会規範を順守するためのキックマングループ行動規範を制定し、当社及びグループ各社（当社子会社をいう。以下同じ）の取締役等及び使用人に周知・徹底を図る。
 - 2) 当社はキックマングループ企業倫理委員会規程及びキックマングループ内部通報規程に基づきキックマングループ企業倫理委員会及び国内グループ内のコンプライアンスに関する内部通報窓口を設置するとともに、海外主要グループ各社もそれぞれ内部通報窓口を設置し、当社及びグループ各社の行動規範に対する違反の予防又はその解決を図る。
 - 3) 当社は関係会社管理規程を制定し、当社及びグループ各社の適法性、倫理性及び財務報告の信頼性を確保する。また、関係会社管理規程に基づいて当社取締役、執行役員及び執行役員待遇を担当役員として定め、グループ各社が適切な意思決定を行うよう指導・管理する。
 - 4) 当社は当社及びグループ各社に適用される意思決定ガイドラインをそれぞれ制定し、当社及びグループ各社における金額や重要性に応じた決議・決裁の基準を明らかにする。
 - 5) 当社は当社及びグループ各社における法令等の順守等を目的として内部監査を実施する監査部を設置する。
 - 6) 当社監査役は当社の監査を行うとともに、グループ各社監査役との定期的な意見交換等を通じて、当社及びグループ各社の法令及び定款の順守状況を確認する。
 - 7) 当社は法務・コンプライアンス部を設置し、当社及びグループ各社においてリーガルリスクを未然に防ぐ体制を整備するとともに、コンプライアンス研修の開催等を通じてコンプライアンス意識の向上を図る。
 - 8) 当社は当社取締役会の監視機能を強化するため、当社が定めた社外役員の独立性に関する基準に従い独立社外取締役を選任する。
 - 9) 当社は財務報告に係る内部統制について内部統制委員会及び内部統制部を設置するとともに、財務報告に係る内部統制に関する基本方針書を制定し、適切な運用・管理を図り、財務報告の信頼性を確保する。
 - 10) 当社及びグループ各社はキックマングループ行動規範に掲げる反社会的な行為や違法な利益供与を行わないという方針に基づき、契約書への暴力団排除条項の記載等を行い、反社会的勢力を排除する。また、不当要求に備えて、警察、顧問弁護士等の外部専門機関と連携する。
- ② 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - 1) 関係会社管理規程で定める担当役員及び主要グループ各社の社長はCEOに対し定期的に経営報告を行う。
 - 2) 当社はCEO及びグループ各社社長が出席する会議体をグループ各社の規模や地域等に合わせて設置し、重要な経営案件に係る情報の報告を受ける体制を整備する。

- ③ 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 1) 当社は当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について、文書管理統括責任者として担当役員を定める。
 - 2) 当社は文書管理規程に基づき、文書（電磁的記録を含む。以下同じ）により保存及び管理を行う。文書の保存については担当部署においてこれを行い、当社取締役及び監査役から閲覧の要請があったときは速やかに対応できるよう管理する。
 - 3) 当社及び対象となるグループ各社は当社が定めるキックマングループ個人情報保護規程に基づき、個人情報を厳重に管理する。
 - 4) 当社及び対象となるグループ各社は当社が定めるキックマングループ機密情報管理規則に基づき、機密情報の適正な保存、管理及び活用を行う。
- ④ 当社及びその子会社から成る企業集団における損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 1) 当社は当社及びグループ各社を対象に含めるキックマングループリスクマネジメント規程に基づき、リスク管理体制の適用範囲にグループ各社を含め、グループ全体のリスクマネジメントを推進する。
 - 2) 当社取締役、執行役員及び執行役員待遇は担当する子会社及び部門を指揮し、当社及びグループ各社の損失の危険を回避・予防し、又は管理するものとする。損失の危険が現実化した場合には、速やかに担当の取締役に報告することにより、リスク管理を図るものとする。
 - 3) 当社はグループ経営会議においてグループ各社の事業に係るリスク評価を定期的に行う。
 - 4) 当社は危機管理委員会を設置し、事故・災害等のグループに影響を及ぼす危機発生時に適切かつ迅速に対処するものとする。
 - 5) 当社はキックマングループ品質方針を定め、グループ主要製造会社に品質保証担当部門を設置するとともに、グループ横断の委員で構成される品質保証委員会を開催し、安全性、法令の順守、社会的公正性の確保を図る。
- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 当社は当社取締役会の意思決定及び業務監督機能と、当社執行役員及び執行役員待遇の業務執行機能を分離する。
 - 2) 当社取締役会はグループ経営戦略の策定、重要な意思決定及び当社執行役員及び執行役員待遇の業務監督を行う。
 - 3) 当社はCEOをグループ全体の最高経営責任者とし、グループ経営会議をその意思決定のための審議機関とする。グループ経営会議ではグループ経営に関わる広範な内容について審議し、効率的な意思決定と速やかな執行につなげる。
 - 4) 当社はCEO及びグループ各社社長が出席する会議体をグループ各社の規模や地域等に合わせて設置し、グループ各社に対して評価及び改善指示等を行う。
- ⑥ 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の当社取締役からの独立性並びに当社監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1) 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役補助者を選任する。

当該監査役補助者の選任、解任に関しては当社監査役の同意を必要とし、人事考課については当社監査役がこれを行うことにより、当社取締役からの独立性を確保する。

- 2) 監査役補助者に対する指示・命令は当社監査役が行うこととし、当該指示・命令に関して当社取締役の指揮命令は受けないものとする。
- ⑦ 当社及びその子会社から成る企業集団における取締役等、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - 1) 当社の取締役及び使用人並びにグループ各社の取締役等、監査役及び使用人は、取締役会及び社内的重要な会議を通じて、また、定期報告等によって、重要な意思決定及び業務執行の状況を当社監査役に報告する。
 - 2) 当社及びグループ各社の監査部等の内部統制部門は内部監査の結果を、また、企業倫理委員会は内部通報窓口への報告内容を適宜当社監査役に報告する。
 - 3) 当社の取締役及び使用人並びにグループ各社の取締役等、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないこととする。
 - 4) 当社監査役はグループ各社監査役と情報共有や報告のための会議を行う。
- ⑧ 当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1) 当社代表取締役は定期的に当社監査役と意見交換を行う。
 - 2) 当社監査役は会計監査人と会合を設けて意見交換を行うとともに、当社及びグループ各社の監査部門とも相互に連携を図りながら、監査業務を行う。
- ⑨ 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針
 - 1) 当社は当社監査役の職務の執行について生ずる費用等を当社監査役からの請求に応じて遅滞なく支払うこととする。
 - 2) 当社は前払等についても同様に、当社監査役からの要請に応じることとする。

(2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① コンプライアンス体制
 - 1) 当社はキッコーマングループ行動規範を周知・徹底するため、グループ横断的にコンプライアンス研修等の取り組みを実施いたしました。また、当社及びグループ会社の幹部社員等から、行動規範を順守する旨の誓約書を受領いたしました。
 - 2) 当社は内部通報窓口である企業倫理ホットライン等に寄せられた通報や相談に対応するとともに、当社監査役に適宜報告を行いました。また、通報者が不利な取扱いを受けていないことを確認いたしました。加えて、キッコーマングループ企業倫理委員会を12回開催し、通報等への対応

状況を含むコンプライアンスの順守状況を確認し、取締役会に報告いたしました。

② リスク管理体制

- 1) 当社はグループ各社から収集した事業に係るリスクと他社事例等をもとに、四半期毎にグループ経営会議において、事業に係るリスクの評価を行いました。また、評価されたリスクに対する統制の整備・運用状況及びそれに対する監視体制を一覧管理することで、事業に係るリスクに対する管理体制を強化いたしました。
- 2) 当社はキッコーマングループリスクマネジメント規程に基づき、危機管理委員会を設置し、担当役員である委員長の下、重要案件に関する対応を行いました。当社及びグループ会社は危機の予兆が認められる場合や事故等が発生した場合、報告ルールに基づき、危機管理委員会に報告を行いました。また、事業継続計画（BCP）をはじめとする主要リスクに対する対応策を整備し、適宜訓練及び見直しを行いました。
- 3) 当社は当社品質保証部を中心に、グループ横断的に品質保証及び品質管理の強化に取り組みました。当社は品質保証委員会を毎月開催するとともに、国内外の主要工場において工程検査を行い、安全性、法令の順守、社会的公正性の確保に取り組みました。

③ グループの経営管理体制

- 1) 当社は執行役員制度を導入し、意思決定ガイドラインを設け、取締役会が業務執行の権限を執行役員及び執行役員待遇に委譲しております。
- 2) 当社は取締役及び執行役員を関係会社担当役員として定めております。国内外の主要グループ会社の社長及び関係会社担当役員は、それぞれの規模に応じた頻度でCEOへ業績等を報告いたしました。また、当社はグループ経営会議を適宜開催し、CEOの意思決定のための審議とグループ経営に関する重要事項の報告を行いました。
- 3) 当社はグループ各社の業績を月次で地域別、事業別に連結ベースで把握し、予算、前年と比較、分析すること等により業績管理を行い、その結果を取締役会、グループ経営会議等に報告いたしました。

④ 監査役の職務執行

- 1) 監査役は当社及び監査役を兼務している国内グループ会社の取締役会等の重要会議に出席し、重要事項の報告を聴取するとともに、内部統制システムの整備・運用状況を確認いたしました。また、監査役を兼務していないグループ会社とは、グループ監査役連絡会を開催し、情報を共有いたしました。
- 2) 監査役は国内外のグループ会社に往査し、内部統制システムの整備・運用状況を直接確認いたしました。
- 3) 監査役は内部監査を担当する部門、財務報告に係る内部統制の評価を担当する部門、会計監査人等と定期的に情報・意見を交換するとともに、CEOとも定期的に意見交換を行い、監査の実効性を高めました。

会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株券等の保有割合を20%以上とすることを目的とした当社株券等の買付行為、又は結果として株券等の保有割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為（以下、かかる行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を実施する者及び実施しようとする者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針（以下、「本方針」といいます。）として、下記(3)の要領で、当社定款第13条の規定に基づき、当社株主総会又は当社取締役会において新株予約権の無償割当てに関する事項を決定することにつきまして、以下の通り株主の皆様のご承認をいただいております。

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、17世紀以来積み上げてきた伝統と、時代を洞察する革新性を経営風土とし、会社創立以来100年以上にわたって、独自のビジネスモデルの構築及び企業価値の向上に努めてまいりました。当社及び当社グループが培ってきたビジネスモデルは、日本の食文化の中心的役割を果たしてきたしょうゆを国内及び海外に展開することを核とするものであり、各国固有の食文化や地域特性への理解及び高い品質と安全性を確保するための各種技術・ノウハウ等を継承し、発展させることで獲得してきたものであり、これらを自らのものとして経営することなく当社及び当社グループの企業価値を向上させることは困難であると考えております。

そこで、当社取締役会は、大規模買付行為が行われ、株主の皆様が大規模買付者による大規模買付行為を評価する際、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担い当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の大規模買付行為に対する意見等も含めた十分な情報が適時・適切に株主の皆様へ提供されることが極めて重要になるものと考えております。また、当社取締役会は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様が判断するに当たり必要かつ十分な情報・時間及び当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保するために、一定の合理的な仕組みが必要不可欠であると判断しております。当社取締役会は、その合理的な仕組みとして、後述する大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）について、2022年6月21日開催の第111回定時株主総会においてご承認をいただいております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社グループでは、以下の取り組みを通じて、企業価値の向上を図ってまいります。

① 「グローバルビジョン2030」の策定

2018年に当社グループは「グローバルビジョン2030」を策定いたしました。これは、2030年に向けたグループの将来ビジョンを示したものです。上記企業価値の源泉を活かし、「キッコーマンしょうゆをグローバル・スタンダードの調味料にする」、「世界中で新しいおいしさを創造し、より豊

かで健康的な食生活に貢献する」、「キッコーマンらしい活動を通じて、地球社会における存在意義をさらに高めていく」という3つの「目指す姿」を実現することを通じて、企業価値を向上させてまいります。

② 中期経営計画の策定及び実行

「グローバルビジョン2030」の実現に向けて、2022年度を初年度とし、2024年度を最終年度とする中期経営計画の策定を行いました。

中期経営計画における重点課題は「環境変化に対応し、成長の継続と収益力向上」「事業活動を通じて、社会課題解決に貢献」であり、売上成長率年平均5%以上、事業利益率10%以上、ROE11%以上を目標値として定めています。

③ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、以下のグループ経営理念を定めております。

私たちキッコーマングループは、

1. 「消費者本位」を基本理念とする
2. 食文化の国際交流をすすめる
3. 地球社会にとって存在意義のある企業をめざす

当社は、グループ経営理念の実践を通じて、企業価値を増大していくことが、企業経営の基本であると認識しております。この実現のために、コーポレート・ガバナンス体制の改善・強化は、経営上の最重要課題であります。

当社は、監査役設置会社の形態を採用し、コーポレート・ガバナンス体制の改善・強化に努めております。2001年3月に執行役員制度を導入し、執行役員に業務執行の権限を委譲し、経営責任を明確にするとともに意思決定及び業務執行のスピードアップを図りました。2002年6月には、社外取締役を選任するとともに、指名委員会及び報酬委員会を設置し、経営の透明性を向上させ、取締役会の監督機能の強化を図ってまいりました。これらの施策と、監査役の機能を有効に活用しながら、「経営の透明性の向上」、「経営責任の明確化」、「スピーディな意思決定」、「経営の監視・監督機能の強化」を図ってまいります。

取締役会は、取締役のうち社外取締役は5名（男性4名、女性1名）で、その全員について東京証券取引所に対し「独立役員」として届け出ております。指名委員会は、社外取締役を委員長として社外取締役5名、社内取締役3名の計8名で構成し、取締役、執行役員及び執行役員待遇の選解任及び役職委嘱解職、並びに監査役の選任の提案を取締役会に対して行っております。報酬委員会は、社外取締役を委員長として社外取締役5名、社内取締役3名の計8名で構成し、取締役、監査役、執行役員及び執行役員待遇の報酬案を策定しております。

④ 当社の考える企業の社会的責任

当社は創立以来、企業は社会の公器であるとの認識に基づき、自然環境、人や社会とのつながりを大切にして事業活動を行ってまいりました。当社の事業活動が世界に広がるとともに、その責任はますます大きくなっております。世界中の人々から“キックコマンがあってよかった”と思っていただける存在であるために、経営理念を実践するための取り組みをすすめております。2001年には、グローバルに活動を行う企業の責任として国際連合の提唱するグローバル・コンパクトに日本企業として初めて署名しました。

「グローバルビジョン2030」では、SDGsに代表される社会課題の解決に貢献するとともに、それを事業機会としていくことにより、経済的価値と社会的価値を向上させることで、地球社会におけるキックコマングループの存在意義を高めていくことをめざしています。

当社は、多くの社会課題の中から当社が特に取り組む重要分野として、「地球環境」「食と健康」「人と社会」の3つを特定し、それぞれの取り組みをすすめております。

「地球環境」分野では、「キックコマングループ長期環境ビジョン」を定め、その実現のために取り組んでおります。気候変動に関しては、2050年までのCO₂排出量ネットゼロ実現をめざし、削減目標を定め、再生可能エネルギーの導入等の取り組みを着実にすすめております。その一環として金融安定理事会の気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）への賛同を表明し、情報開示を行いました。また、水資源、森林資源、食品廃棄物、プラスチック等の課題に対しても、それぞれ目標を定め、取り組んでおります。

「食と健康」分野では、「ここをこめたおいしさで、地球を食のよこびで満たします。」という「キックコマンの約束」にこめた想いを実践していくために、商品、サービス、技術、ノウハウ、レシピ等の当社グループの資産を十分活用して、世界中の人々のおいしさやところとからだの健康に対して貢献してまいります。

「人と社会」分野では、人権を尊重し、社員を含むさまざまなステークホルダーと良好な関係を構築していくこと等を通じて、創業当初から育んできた人と社会を大切にする企業文化をさらに醸成し、社会の持続可能な発展に貢献してまいります。

今後とも、高い品質の商品を効率的に、かつ安全で衛生的に、安定して製造することを基本とした事業活動を行ってまいります。その上で、上記3分野の取り組みを積み重ねることで持続可能な社会の実現に貢献し、世界中の人々から、なくてはならない企業として、支持・信頼いただけるよう取り組んでまいります。

(3) 不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

① 本方針の目的と基本的な枠組み

当社取締役会は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様が判断するに当たり必要かつ十分な情報・時間及び当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保するために、一定の合理的な仕組みが必要不可欠であると判断しております。当社取締役会は、大規模買付行為が、このような大規模買付ルールに従って行われることが、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資すると考えております。また、大規模買付ルールが「買収防衛策」と称されることがありますが、当社の大規模買付ルールは、買収一般から現経営陣を防衛することを目的とするものではありません。以下に述べる通り、当社の大規模買付ルールは、大規模買付行為の是非については株主の皆様が判断すべきであるとの前提に立っており、濫用的な買付行為に対してやむを得ず対抗する場合を除き、十分な情報・時間を株主の皆様を提供することを目的とするものです。

本方針において、当社は、株主総会の決議に基づき、又は大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合や、大規模買付ルールを順守した場合であっても当該大規模買付行為が濫用的なものであると当社が企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断されるときには、特別委員会（下記「(4) ④ 独立性の高い社外者の判断の重視」の通り設置される組織をいいます。）の勧告を最大限尊重した取締役会の決議に基づき、対抗措置として新株予約権の無償割当ての実施（以下、「対抗措置」といいます。）を実施することができるものといたします。

② 大規模買付ルールの内容

1) 大規模買付情報の提供

大規模買付行為を実施しようとする大規模買付者には、当該大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、買付け等の内容の検討に必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）及び大規模買付ルールに従う旨の誓約文言を記載した書面（以下、総称して「買付説明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提出された買付説明書については、速やかに特別委員会に提供した上、下記「③大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に従い、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しているか否かの判断、さらに、順守した場合において対抗措置の発動のための株主総会招集又は取締役会決議による対抗措置の発動の是非について諮問することといたします。特別委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が大規模買付情報として十分か否かを速やかに確認し、不十分であると合理的な根拠をもって判断した

場合には、適宜回答期限（原則として当社取締役会が買付説明書を受領した後60日間を上限といたします。）を定めた上で、直接又は当社取締役会を通じて、大規模買付者に対し追加情報を提出していただくよう求めることがあります。但し、特別委員会は、大規模買付者に対して合理的な範囲を超える大規模買付情報の開示を要求し、又は買収を断念させることを目的として、大規模買付者に対して延々と大規模買付情報の提供を求めるなど、大規模買付ルール設定の主旨を逸脱するような運用は行わないことといたします。

また、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提出された大規模買付情報は、株主の皆様の判断のため、法令及び当社が上場する金融商品取引所規則の順守を前提に特別委員会の意見も勘案し当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表いたします。

2) 特別委員会による大規模買付情報の検討・評価等

特別委員会が、大規模買付者から大規模買付情報として十分な情報を全て受領したと認めたときは、直接又は当社取締役会を通じて、速やかにその旨を公表いたします。特別委員会は、当該公表日を開始日とし、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間を「特別委員会評価期間」として、検討、評価及び意見形成を行い、取締役会の諮問に対する勧告を行うものいたします。

特別委員会評価期間の開始日の前後を問わず、特別委員会が大規模買付情報の検討及び比較のため必要と認めるときは、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（30日間を上限とし、当該回答期限の末日は特別委員会評価期間を超えないものいたします。）を定めた上で、当該大規模買付行為に対する取締役会の意見、その根拠資料及び企業価値向上のための代替案その他特別委員会が必要と認める情報・資料等を提供するよう求めることがあります。

また、検討、評価及び意見形成並びに大規模買付行為に関する条件の改善に必要と認められるときは、特別委員会若しくは当社取締役会が大規模買付者との間で協議・交渉し、又は当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

特別委員会は、特別委員会の意見を取りまとめた後、直接又は当社取締役会を通じて、大規模買付者に対して当該意見を通知するとともに適宜適切に公表いたします。

なお、特別委員会が、特別委員会評価期間内に意見の公表又は勧告をするに至らない場合には、合理的に必要な範囲（但し、30日間を上限といたします。）で評価期間を延長することができます。この場合、特別委員会は、評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他特別委員会が適切と認める事項について、当該延長の決定後速やかに、直接又は当社取締役会を通じて、情報開示を行います。但し、特別委員会は、買収を断念させることを目的として評価期間の延長を行うなど、大規模買付ルール設定の主旨を逸脱するような運用は行わないことといたします。

大規模買付行為は、特別委員会評価期間が終了し、当社株主総会（又は下記「③1）大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合」及び下記「⑤濫用的買付行為に対する対抗措置の発動」が適用される場合には取締役会）が対抗措置に関する決定を行った後に開始されるべきものといえます。

③ 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

1) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合（大規模買付者から提出された情報が株主の皆様への判断並びに特別委員会の検討、評価及び意見形成のために必要な大規模買付情報として不十分であると合理的な根拠をもって判断される場合並びに特別委員会が定めた回答期限までに大規模買付者から追加情報が提出されなかった場合を含みます。）には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、特別委員会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置を発動するよう当社取締役会に勧告することがあります。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動又は不発動について速やかに最終的な決議を行い、その理由も含め公表いたします。

当社取締役会は、本方針に基づく対抗措置として、当社定款第13条の規定に基づき、新株予約権の無償割当てを行うことを予定しております。その場合には、大規模買付者及びそのグループ（以下、「大規模買付者等」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該大規模買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以下に規定されます。）により割り当てます。

2) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守したと特別委員会が認めた場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示又は株主の皆様への説得等を行う可能性はありますが、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案の内容及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

但し、当社取締役会は、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なう可能性があるとして合理的に判断したときには、特別委員会に対して、特別委員会評価期間中に、当社取締役会の判断の内容及び根拠を説明した上で、(i)対抗措置の発動の是非を決するための株主総会を招集する旨の勧告（以下、「株主総会招集勧告」といいます。）、又は(ii)株主総会を開催することなく当社取締役会の決議により当該大

規模買付行為に対して対抗措置を発動する旨の勧告（以下、「取締役会発動勧告」といいます。）のいずれかの勧告をするよう諮問することができるものといたします。当該諮問に対し、特別委員会が株主総会招集勧告を行う場合には、取締役会は、下記「④株主総会決議に基づく対抗措置の発動」に従って手続きをすすめるものとし、特別委員会が取締役会発動勧告を行う場合には、取締役会は、下記「⑤濫用的買付行為に対する対抗措置の発動」に従って手続きをすすめるものいたします。なお、特別委員会は、当該諮問に関し、当該大規模買付行為が濫用的買付行為（下記「⑤濫用的買付行為に対する対抗措置の発動」において定義いたします。）に該当しないと判断する場合には、株主総会招集勧告を行うものとしします。

④ 株主総会決議に基づく対抗措置の発動

1) 株主意思の確認

特別委員会は、大規模買付行為が濫用的買付行為に該当しないと判断する場合には、対抗措置の発動の是非を決するための株主総会を招集することを当社取締役会に対して勧告いたします。かかる勧告を受けた場合、当社取締役会は、特別委員会評価期間満了後に、法令及び当社定款の定めに従って、実務上可能な限り最短の期間で、速やかに株主総会を開催し、大規模買付行為への対抗措置の発動に関する議案を株主総会に上程するものいたします。具体的には当該株主総会は、特別委員会評価期間満了後60日以内に開催することを原則といたしますが、事務手続き上の理由から60日以内に開催できない場合は、事務手続き上可能な最も早い日において開催するものいたします。また、当社取締役会が株主総会を開催する場合には、特別委員会評価期間満了後、速やかにその旨を決定し、当該決定内容を速やかに開示いたします。

なお、当社取締役会は、当該株主総会において株主の皆様にご判断いただくための情報に関し、重要な変更が発生した場合には、当該株主総会のための基準日を設定した後であっても、当該基準日の変更、及び当該株主総会の開催の延期若しくは中止をすることができるものといたします。株主総会を開催する場合には、大規模買付者は、当該株主総会の終結の時まで、大規模買付行為を開始してはならないものいたします。なお、大規模買付者が株主総会の終結の時までに大規模買付行為を開始したときは、当社取締役会は、株主総会の開催を中止し、当社取締役会の決議のみにより対抗措置を発動することができるものといたします。

2) 株主総会による対抗措置発動の手続き

当社株主総会の決議に基づいて対抗措置を発動する場合には、以下の手続きを経ることといたします。

(a) 当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し、買付説明書を提示した上でその内容の検討・評価及び株主総会招集勧告又は取締役会発動勧告のいずれかの勧告をするよう諮問い

たします。

(b) 特別委員会は、この諮問に基づき、当該大規模買付行為が濫用的買付行為には該当しないと判断する場合には株主総会招集勧告を、当該大規模買付行為が濫用的買付行為に該当すると判断する場合には取締役会発動勧告を、当社取締役会に対して行います。

(c) 当社取締役会は、株主総会招集勧告を受けた場合には、株主総会に対し、買付説明書を提示した上で、当社定款第13条の規定に基づき、対抗措置の発動としての新株予約権の無償割当てを議案として、株主総会を招集いたします。

(d) 株主総会は、対抗措置の発動に関する議案について決議を行います。

(e) 当社取締役会は、対抗措置の発動に関し株主総会の承認が得られた場合には、当該株主総会決議に基づいて対抗措置を発動します。かかる承認が得られなかった場合には、対抗措置の発動はいたしません。

⑤ 濫用的買付行為に対する対抗措置の発動

1) 濫用的買付行為に該当する場合

特別委員会は、大規模買付行為が、下記(a)乃至(e)に定義される類型のいずれかに明確に該当し、かつ、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なう行為（以下、「濫用的買付行為」といいます。）であると判断した場合には、当社取締役会に対して、株主総会を開催することなく当社取締役会の判断により対抗措置を発動することを勧告するものといたします。

当社取締役会は、当社取締役会の判断により対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会の決議に基づく対抗措置の発動又は不発動について速やかに最終的な決議を行い、その理由も含め公表いたします。

なお、大規模買付ルールが順守されている場合における当社取締役会の決議による対抗措置発動の勧告は、当該大規模買付行為が下記(a)乃至(e)に定義される類型のいずれかに明確に該当し、かつ、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと明らかに認定されるときに限って行われるものであり、当該大規模買付行為が以下のいずれかに形式的に該当すると認められることのみを理由として行われることはないものといたします。

(a) 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買付けを行っているとは判断される場合（いわゆるグリーンメーラー）

(b) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株券等の買付けを行っているとは判断される場合

(c) 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株券等の買付けを行っている判断される場合

(d) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で当社株券等の買付けを行っている判断される場合

(e) 大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うこと）等、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合（但し、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではない。）

2) 濫用的買付行為に対する対抗措置発動の手続き

当社取締役会が、濫用的買付行為に対して株主総会の決議によらずに対抗措置を発動する場合には、その判断の公正さを担保するために、以下の手続きを経ることといたします。

(a) 当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し、買付説明書を提示した上でその内容の検討・評価及び株主総会招集勧告又は取締役会発動勧告のいずれかの勧告をするよう諮問いたします。

(b) 特別委員会は、この諮問に基づき、当該大規模買付行為が濫用的買付行為には該当しないと判断する場合には株主総会招集勧告を、当該大規模買付行為が濫用的買付行為に該当すると判断する場合には取締役会発動勧告を、当社取締役会に対して行います。当社取締役会は、株主総会招集勧告を受けた場合には、上記「④株主総会決議に基づく対抗措置の発動」に従って手続きをすすめるものとします。

(c) 当社取締役会は、取締役会発動勧告を受けた場合には、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動又は不発動について速やかに最終的な決議を行うものといたします。当社取締役会は、対抗措置の発動を適当と認めるときは、当社定款第13条の規定に基づき、対抗措置の発動として、新株予約権の無償割当てを行う予定です。

(4) 当該取り組みが基本方針に沿うものであり、かつ株主共同の利益を損なうものではないこと、また当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと（本方針の合理性）

本方針は、以下の通り、高度な合理性を有しております。

① 「買収防衛策に関する指針」の要件を完全に充足していること

本方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しており、さらに、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」において示された「買収防衛策の在り方」にも沿っております。

② 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本方針は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されているものです。

③ 会社法上の適法性を具備し、株主の合理的意思に依拠したものであること

本方針の定める対抗措置は、新株予約権無償割当てに関する事項について、株主総会の決議又は株主総会から委任された当社取締役会の決議により決定することができる旨の当社定款第13条の規定に基づいており、会社法上の適法な根拠を有しております。また、本方針は、2022年6月21日開催の第111回定時株主総会において、株主様のご賛同を得ております。そのため、本方針の消長及び内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。

④ 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本方針において、対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う諮問機関として、特別委員会を設置いたしました。また、特別委員会の委員は3名以上5名以内とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外取締役又は社外監査役であって、かつ東京証券取引所に対し「独立役員」として届け出ている者の中から選任されるものとしております。現在、当社は、当社の社外取締役5名を特別委員会の委員として選任しております。いずれの委員も、東京証券取引所に対し、「独立役員」として届け出ております。

⑤ 合理的な客観的発動要件の設定

本方針に基づく対抗措置は、あらかじめ定められた合理的な客観的発動要件が充足されることを前提に、原則として株主総会の承認がなければ発動されないように設定されており、例外的に当社取締役会が、濫用的買付行為に対して株主総会の決議によらずに対抗措置を発動する場合には、その判断の公正さを担保するために、特別委員会の勧告を最大限尊重することとしております。このように、本方針による対抗措置は、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑥ 取締役の選任議案に関する議決権行使を通じた本方針に関する株主意思の確認

当社は、定款の定めにより取締役の任期を1年としております。従いまして、当社は、毎年の定時株主総会における取締役の選任議案に関する議決権の行使を通じて、本方針に関する株主の皆様の意思を確認する手続きを経ることになります。

⑦ 廃止が困難な「買収防衛策」ではないこと

本方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、大規模買付者は、自己が指名し、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会決議により、本方針を廃止する可能性があります。従いまして、本方針は、取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない「買収防衛策」（いわゆるデッドハンド型）ではありません。また、本方針は取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する「買収防衛策」（いわゆるスローハンド型）でもありません。

本方針の全文はインターネット上の当社ウェブサイト
(https://www.kikkoman.com/jp/ir/assets/pdf/20220427_5.pdf) に掲載しております。

なお、当社は、2025年4月28日開催の取締役会において、2025年6月24日に開催予定の定時株主総会の終結の時をもって有効期間が満了する本方針を更新しないことを決定しております。

連結持分変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 す る 持 分					
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	そ の 他 の 資 本 の 構 成 要 素	
					在 外 営 業 活 動 体 の 換 算 差 額	キ ャ ッ シ ュ ・ フ ロ ャ ・ ヘ ッ ジ
2024年4月1日残高	11,599	13,873	376,307	△16,973	81,825	65
当期利益			61,695			
その他の包括利益					△5,687	228
当期包括利益	－	－	61,695	－	△5,687	228
自己株式の取得				△15,141		
自己株式の処分		0		0		
株式に基づく報酬取引		△13		306		
配当金			△22,852			
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替			64			
非金融資産等への振替						△285
所有者との取引額等合計	－	△12	△22,787	△14,835	－	△285
2025年3月31日残高	11,599	13,860	415,215	△31,808	76,138	7

(単位：百万円)

	親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 す る 持 分				非 支 配 持 分	資 本 合 計
	そ の 他 の 資 本 の 構 成 要 素			合 計		
	そ の 利 益 測 定 資 産 価 値	の 他 を す る の 純 変 動	括 じ 金 公 正 動 確 定 給 付 制 度 の 再 測 定			
2024年4月1日残高	24,657	－	106,548	491,355	6,899	498,255
当期利益			－	61,695	490	62,186
その他の包括利益	△2,038	972	△6,525	△6,525	422	△6,102
当期包括利益	△2,038	972	△6,525	55,170	912	56,083
自己株式の取得			－	△15,141		△15,141
自己株式の処分			－	0		0
株式に基づく報酬取引			－	293		293
配当金			－	△22,852	△302	△23,154
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替	907	△972	△64	－		－
非金融資産等への振替			△285	△285		△285
所有者との取引額等合計	907	△972	△350	△37,986	△302	△38,289
2025年3月31日残高	23,527	－	99,672	508,539	7,510	516,049

連 結 注 記 表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下、「当社グループ」という）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、指定国際会計基準（以下、「IFRS」という）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	54社
主要な会社名	キッコーマン食品(株)、日本デルモンテ(株)、マンズワイン(株)、J F C ジャパン(株)、 キッコーマンソイフーズ(株)、 KIKKOMAN FOODS, INC.、KIKKOMAN SALES USA, INC.、JFC INTERNATIONAL INC. KI NUTRICARE, INC.は清算したため、連結の範囲から除外しております。

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数	2社
主要な会社名	ヒゲタ醤油(株)、(株)紀文フレッシュシステム

4. 会計方針に関する事項

(1) 金融資産

① 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、償却原価で測定される金融資産に分類しております。当社グループは当初認識においてその分類を決定しております。

当社グループは金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融資産を認識しております。

純損益を通じて公正価値で測定される金融資産は公正価値で当初認識しております。その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産及び償却原価で測定される金融資産は、取得に直接起因する取引コストを公正価値に加算した金額で当初認識しております。

(a) 償却原価により測定される金融資産

当社グループが保有する金融資産のうち、次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルの中で資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

(b) 公正価値により測定される金融資産

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

当社グループは、公正価値で測定する資本性金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有される資本性金融資産を除き、個々の資本性金融資産ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

② 事後測定

金融資産は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価により測定される金融資産

償却原価により測定される金融資産については実効金利法による償却原価により測定しております。

(b) 公正価値により測定される金融資産

公正価値で測定される金融資産の公正価値の変動額は純損益としております。ただし、資本性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識を中止した場合、あるいは公正価値が著しく下落した場合には、過去に認識したその他の包括利益は利益剰余金に振り替えております。なお、当該資本性金融資産からの配当金については配当を受取る権利が確定した時点で純損益として認識しております。

③ 認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する場合、又は当社グループが金融資産を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済的価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。

④ 減損

当社グループは償却原価で測定される金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。予想信用損失は、契約に基づいて当社グループが受け取るべき契約上のキャッシュ・フローと当社グループが受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額の現在価値であります。当社グループは、予想信用損失を過去の貸倒実績や将来の回収可能価額等を基に算定しております。

当社グループは、各報告日において、金融資産にかかる信用リスクが当初認識時点から著しく増大しているか評価し、著しく増大していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増大している場合には、全期間の予想信用損失に等しい額を貸倒引当金として認識しております。ただし、営業債権、契約資産、及びリース債権については、常に全期間の予想信用損失に等しい額を貸倒引当金として認識しております。

また、過去に減損損失を認識した金融資産について、当初減損損失認識した後に発生した事象により減損損失の金額が減少した場合には、過去に認識された減損損失の戻し入れを純損益で認識しております。

信用リスクが著しく増大しているか否かは、債務不履行が発生するリスクの変化に基づいて判断しており、その判断にあたっては、期日経過情報、債務者の財政状態の悪化、信用格付（内部、外部）の低下等を考慮しております。

金融資産の全部又は一部について回収が極めて困難であると判断された場合には債務不履行と判断し、信用減損金融資産に分類しております。また、金融資産の全部又は一部について回収できないと合理的に判断される場合は、当該金額を金融資産の帳簿価額から直接減額しております。

(2) デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループでは、為替リスクをヘッジするために、先物為替予約取引等のデリバティブ取引を行っております。当社グループのリスク管理方針に従い、為替リスクに関してヘッジ会計に関する適格要件を満たすデリバティブ取引は、キャッシュ・フロー・ヘッジを適用しております。デリバティブ取引はデリバティブ契約を締結した日の公正価値で当初認識を行い、当初認識後は各報告日ごとに公正価値で再測定を行っております。

デリバティブの公正価値変動額は純損益に認識しております。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分は、その他の包括利益に認識しております。非有効部分に関する利得又は損失は、直ちに純損益として認識しております。

(3) 棚卸資産

棚卸資産の原価は、主として総平均法を用いて算定しております。

商品、製品及び仕掛品の原価は、原材料費、直接労務費、その他の直接費及び関連する製造間接費（正常生産能力に基づいている）から構成されます。

(4) 有形固定資産

有形固定資産の測定は原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で表示しております。

土地及び建設仮勘定を除く資産の減価償却額は、各資産の取得原価をそれぞれの見積耐用年数にわたって定額法で配分することにより算定しております。

主要な有形固定資産の耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物	2年から50年
機械装置及び運搬具	2年から20年
工具、器具及び備品	2年から20年

(5) のれん及び無形資産

① のれん

のれんは償却を行わず、毎期減損テストを実施し、取得原価から減損損失累計額を控除した額が帳簿価額となります。

のれんは企業結合から便益を受けることが期待される資金生成単位又は資金生成単位グループに配分されます。

② 無形資産

無形資産の測定は原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で表示しております。

無形資産の償却額は、各資産の取得原価をそれぞれの見積耐用年数にわたって定額法で配分することにより算定しております。

主要な無形資産の耐用年数は、以下のとおりであります。

ソフトウェア 3年から10年

(6) リース

① 借手

当社グループは、契約がリースであるか又はリースを含んでいると判断された場合、リース開始日において、使用権資産及びリース負債として認識しております。リース負債はリース開始日の未払リース料の総額の現在価値で計上しております。使用権資産は、リース負債の当初測定のコストに、開始日以前に支払ったリース料等、借手に発生した当初直接コスト及びリースの契約条件で要求されている原状回復義務等のコストを調整した取得価額で測定しております。

当初認識後は、使用権資産は資産の耐用年数又はリース期間のうちいずれか短いほうの期間にわたって定額法で償却しております。なお、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、リース料総額をリース期間にわたり定額ベースで純損益に認識しております。

② 貸手

当社グループは、一定の有形固定資産の賃貸を行っております。資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転するものでないリースについては、オペレーティング・リースに分類しております。

(7) 投資不動産

投資不動産は、有形固定資産に準じて原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。土地以外の投資不動産の減価償却額は、各資産の取得原価をそれぞれの見積耐用年数（2～50年）にわたって定額法により算定しております。

(8) 非金融資産の減損

のれん及び耐用年数が確定できない無形資産については減損の兆候の有無に関わらず、連結会計年度に、最低年1回減損テストを実施しております。

その他の非金融資産については、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。事象の発生あるいは状況の変化により、その帳簿価額が回収できない可能性を示す兆候がある場合に、減損について検討しております。

減損を評価するために、資産、又は個別に回収可能価額を見積もることが困難な場合は概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小単位（資金生成単位）に分け、のれんについては企業結合のシナジー効果によりキャッシュ・フローの獲得への貢献が期待される資金生成単位に配分したうえで、その帳簿価額が回収可能価額を超過する金額を、減損損失として純損益で認識しております。回収可能価額とは、資産の処分コスト控除後の公正価値と、使用価値のいずれか高い金額であります。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値まで割り引いております。

のれんについては減損損失の戻入れを行わず、のれん以外の資産については、期末日において、過去の期間に認識した減損損失の減少又は消滅している可能性を示す兆候があるかどうかを検討しております。

そのような兆候が存在する場合には、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した帳簿価額を上限として、減損損失の戻入れを行います。

減損損失の戻入れは直ちに純損益で認識しております。

(9) 従業員給付

当社グループ会社は、従業員の退職給付制度としてさまざまな年金制度を有しております。当社グループは確定給付制度を採用し、当社及び一部の連結子会社は退職給付信託を設定しております。当該制度に加えて、当社及び一部の連結子会社は確定拠出年金制度を導入しております。

確定給付制度の確定給付負債（資産）は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除した金額として測定しております。制度への拠出金は、定期的な数理計算により算定し、通常、保険会社又は信託会社が管理する基金へ支払いを行っております。確定給付制度から生じる確定給付負債（資産）の純額の再測定をその他の包括利益に認識し、直ちに利益剰余金に振り替えております。

確定拠出年金制度への拠出金は、従業員が勤務を提供した期間に費用として認識しております。

(10) 収益

当社グループではIFRS第16号「リース」に基づく賃貸収入等を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社グループは、食品、飲料、酒類等の販売を行っており、このような物品の販売については、引渡時点において当該物品に対する支配が顧客に移転し、当社グループの履行義務が充足されると判断しており、その時点で収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から、リベート及び割引等を控除した金額で測定しております。

(11) 外貨換算

① 機能通貨及び表示通貨

当社グループ内の各企業はそれぞれ独自の機能通貨をさだめており、各企業の取引はその機能通貨により測定しております。当社グループの連結計算書類は、当社の機能通貨である円で表示しております。

② 外貨建取引の換算

外貨建取引は、取引日における為替レート又はそれに近似するレートにより機能通貨に換算しております。

外貨建の貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートにより機能通貨に換算しております。当該換算及び決済により生ずる換算差額は損益として認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて測定される金融資産及びキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

③ 在外営業活動体の換算

在外営業活動体の資産及び負債は期末日の換算レートにより、純損益及びその他の包括利益を表示する各計算書の収益及び費用は為替レートが著しく変動していない限り、平均為替レートにより、それぞれ円貨に換算しており、その換算差額はその他の包括利益として認識しております。

在外営業活動体が処分された場合には、当該在外営業活動体に関連する累積為替差額を処分した期の損益として認識しております。

(12) 法人所得税

法人所得税は当期税金及び繰延税金から構成されております。法人所得税は、収益又は費用として認識し当期の純損益に含めております。ただし、法人所得税が、その他の包括利益で認識される項目あるいは資本に直接認識される項目に関連する場合を除きます。この場合は、その税金もまた、その他の包括利益で認識あるいは資本において直接認識しております。

当期税金は、税務当局から還付もしくは税務当局に対する納付が予想される金額で測定され、税額の算定に使用する税率及び税法は、期末日で制定又は実質的に制定されている税法に基づき算定しております。

繰延税金は、期末日における資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務上の金額との一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除に対して認識しております。ただし、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を計上しておりません。

- ・のれんの当初認識により生じる将来加算一時差異
- ・企業結合ではなく、取引日に会計上の純損益にも課税所得（欠損金）にも影響を与えず、かつ同額の将来加算一時差異と将来減算一時差異とを生じさせない取引によって発生する資産又は負債の当初認識から生じる一時差異
- ・子会社、関連会社に対する投資から生じる将来減算一時差異については、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合、又は当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が低い場合
- ・子会社、関連会社に対する投資から生じる将来加算一時差異については、当社グループが一時差異を解消する時期をコントロールしており、かつ、予測可能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金資産は、一時差異を利用できるだけの課税所得が生じる可能性が高い範囲内においてのみ認識しております。

繰延税金の算定には、期末日までに制定又は実質的に制定されており、関連する繰延税金資産が実現する期又は繰延税金負債が決済される期において適用されると予想される法定（及び税法）税率を使用しております。

当期税金資産と当期税金負債を相殺する法的に強制力のある権利が存在し、かつ繰延税金資産及び負債が、同一の納税事業体に対して、同一の税務当局によって課されている場合、繰延税金資産及び負債を相殺しております。

(13) その他の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

記載金額の表示

記載金額は百万円を切り捨てて表示しております。

会計上の見積りに関する注記

のれんの減損

(1) 当連結会計年度の連結財政状態計算書に計上した金額

のれん

3,196百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、のれんについてはのれんを配分した資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回っていないことを確認するため、減損の兆候の有無にかかわらず、連結会計年度に、最低年1回減損テストを実施しております。減損テストにおける回収可能価額の算定においては、各資金生成単位の使用価値と資産の処分控除後の公正価値のいずれか高い方が採用され、回収可能価額が下回った場合は減損損失が計上されます。当該回収可能価額の算定においては、将来キャッシュ・フロー、税引前割引率及び成長率等について、それぞれ一定の仮定を設定しております。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の事業計画や市場環境の変化など、将来の不確実な経済条件の変動の結果により影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

連結財政状態計算書に関する注記

1. 資産から直接控除した貸倒引当金	
営業債権及びその他の債権	649百万円
その他の金融資産	2,576百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額	344,280百万円
3. 投資不動産の減価償却累計額及び減損損失累計額	7,501百万円
4. 偶発債務	
営業上の取引先の金融機関からの借入金に対する保証債務	19百万円

連結持分変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(1) 発行済株式

発行済株式の種類	普通株式
当連結会計年度期首株式数	193,883,202株
当連結会計年度増加株式数	775,532,808株
当連結会計年度減少株式数	—
当連結会計年度末株式数	969,416,010株
(変動事由の概要)	
増加の内訳は、次の通りであります。	
・2024年4月1日付で株式1株につき5株の株式分割を行ったことによる増加	775,532,808株

(2) 自己株式

自己株式の種類	普通株式
当連結会計年度期首自己株式数	3,589,779株
当連結会計年度増加自己株式数	23,617,136株
当連結会計年度減少自己株式数	325,130株
当連結会計年度末自己株式数	26,881,785株
(変動事由の概要)	
増加の内訳は、次の通りであります。	
・2024年4月1日付で株式1株につき5株の株式分割を行ったことによる増加	14,359,116株
・単元未満株式の買取りによる増加	2,436株
・取締役会決議による自己株式の取得による増加	9,251,300株
・持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ対象者の退職等に伴う無償取得による増加	4,284株
減少の内訳は、次の通りであります。	
・単元未満株式の買増し請求による減少	158株
・持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式の処分による減少	324,972株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株 式 の 種 類	配当金の総額	1 株 当 た り 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年6月25日 定 時 株 主 総 会	普通株式	13,328百万円	70円	2024年3月31日	2024年6月26日
2024年10月25日 取 締 役 会	普通株式	9,523百万円	10円	2024年9月30日	2024年12月5日

(注) 1. 当社は、2024年4月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。基準日が2024年3月31日の1株当たり配当額は、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

2. 2024年6月25日定時株主総会の決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。

3. 2024年10月25日取締役会の決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議 予 定	株 式 の 種 類	配 当 の 原 資	配当金の総額	1 株 当 た り 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年6月24日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	14,146百万円	15円	2025年3月31日	2025年6月25日

(注) 2025年6月24日定時株主総会の決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 資本管理

当社グループは、中長期的な企業価値の向上のために、健全な財務体質を維持しつつ、資本効率性を高めることを資本管理の基本方針としております。

(2) 財務リスク管理の基本方針

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。

また、当社グループは、デリバティブ取引を為替変動リスク回避のために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(3) 信用リスク

当社グループは、営業債権である受取手形及び売掛金を含む償却原価で測定される金融資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

当社及び子会社は、営業債権等について、各事業部門及び経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

なお、当社グループでは特定の相手先に対する過度に集中した信用リスクはありません。

デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

(4) 流動性リスク

当社グループは、事業活動を行うにあたり借入金により資金を調達しております。そのため、支払期日に支払義務を履行できなくなる流動性リスクに晒されております。当社グループは、キャッシュ・マネジメント・システムの活用やグループ各社からの報告に基づき、適時、資金繰り計画を作成・更新し、十分な手元流動性を維持することなどによりリスク管理をしております。

(5) 為替リスク

当社グループは、国際的に事業活動を行っており、米ドル、ユーロ及びシンガポールドルを中心とした為替リスクに晒されております。

為替リスクは原材料等の購入、商品輸出入等の売買取引又はすでに認識されている資産及び負債から発生します。当社グループは、為替リスクを回避する目的で、主に先物為替予約を利用しております。ヘッジ会計の要件を満たす取引については、ヘッジ会計を適用しております。

外貨建債権及び債務等は為替レートの変動によるリスクを有しておりますが、このリスクは為替予約等と相殺されるため影響は限定的であります。

(6) 株価変動リスク

当社グループは、連結財政状態計算書上、公正価値で測定される区分に分類された投資を保有しているため、資本性金融商品の価格リスクに晒されております。資本性金融商品への投資から生じる価格リスクを管理するため、当社グループは、定期的に公正価値や発行体の財務状況を把握するとともに、保有状況を継続的に見直しております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

当連結会計年度末における金融商品の帳簿価額及び公正価値は、以下のとおりであります。

なお、長期借入金以外の償却原価で測定する金融資産及び金融負債の公正価値は帳簿価額と近似しているため含めておりません。

また、経常的に公正価値で測定する金融商品についても、公正価値と帳簿価額が一致することから含めておりません。

(単位：百万円)

	連結財政状態計算書計上額	公正価値
長期借入金（注）	14,400	13,842

（注） 1年以内に返済予定の残高を含んでおります。

長期借入金の公正価値については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっております。

長期借入金の公正価値ヒエラルキーはレベル2に分類しております。

当社グループは、公正価値測定において入手可能な限り市場の観察データを用いております。公正価値測定はインプットのレベル区分に基づき以下のいずれかに分類されます。

レベル1：同一の資産又は負債の活発な市場における市場価格により測定した公正価値

レベル2：レベル1以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して測定した公正価値

レベル3：重要な観察可能でないインプットを使用して測定した公正価値

公正価値の測定に複数のインプットを使用している場合には、その公正価値の測定の全体において重要な最も低いレベルのインプットに基づいて公正価値のレベルを決定しております。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
株式	46,222	—	8,360	54,583
その他	—	392	14,332	14,724
デリバティブ資産	—	2,249	—	2,249
合計	46,222	2,641	22,692	71,556
金融負債				
デリバティブ負債	—	445	—	445
合計	—	445	—	445

当初認識後に経常的に公正価値で測定する金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりであります。

活発な市場で取引される上場株式の公正価値については、期末日現在の市場価格に基づいて算定しているため、レベル１に分類しております。また、活発な市場が存在しない非上場株式の公正価値については、主として純資産に基づく評価モデル（株式発行会社の純資産に基づき企業価値算定する方法）等により測定しております。これらの非上場株式は、レベル３に分類しております。

その他に分類された資産は、主に投資事業有限責任組合への出資金であります。これらの投資事業有限責任組合への出資金の公正価値は、直近の利用可能な純資産価値に基づく公正価値で測定しているため、レベル３に分類しております。

デリバティブ資産及びデリバティブ負債の公正価値は、為替レート等の市場データに基づいて取引先金融機関等が算定した価額に基づいて算定しているため、レベル２に分類しております。

投資不動産に関する注記

当社グループでは、千葉県その他の地域において、賃貸商業施設等（土地を含む）を有しております。

(単位：百万円)

連結財政状態計算書計上額	公正価値
9,231	27,795

- (注) 1. 連結財政状態計算書計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の公正価値は、主として、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価等に基づいております。その評価は、当該不動産の所在する国の評価基準に従い類似資産の取引価額を反映した市場証拠に基づいております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------------|---------|
| 1. 1 株当たり親会社所有者帰属持分 | 539円54銭 |
| 2. 基本的 1 株当たり当期利益 | 64円99銭 |

(注) 1 株当たり情報の算定上、役員報酬BIP信託が保有する当社株式284,025株を、期末株式数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

収益認識に関する注記

1. 売上収益の分解とセグメント収益の関連

当社グループは、国内は食料品の製造及び販売を主とする事業とそれ以外に区分し、海外は食料品製造・販売事業と東洋食品の卸売を行う事業に区分し管理しております。したがって、当社グループは、国内、海外の地域と事業の種類が複合された報告セグメントから構成されており、「国内 食料品製造・販売事業」、「国内 その他事業」、「海外 食料品製造・販売事業」及び「海外 食料品卸売事業」の4つを報告セグメントとしております。

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。よって、これらの報告セグメントで計上する収益を売上収益として表示しております。また、売上収益は顧客の所在地に基づき地域別に分解しております。

当社グループは、国内においてしょうゆ・食品・飲料・酒類の製造・販売、医薬品・化成品等の製造・販売及び不動産賃貸を行っており、海外においてしょうゆ・デルモンテ製品・その他食料品の製造・販売を行っております。また、国内外において、東洋食品等を仕入れ、販売しております。

これらの製品・商品販売については、製品・商品の引渡時点で顧客が当該製品・商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、主として当該製品・商品の引渡時点で収益を認識しております。また、これらの製品・商品の販売から生じる収益は、販売契約における対価から販売数量や販売金額に基づくりバートや値引きなどを控除した金額で算定しております。

当該履行義務に関する支払いは、引渡時から概ね2カ月以内に受領しております。また顧客との契約に重大な金融要素を含む契約はありません。

当連結会計年度において契約負債、返金負債、顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産の額及び過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。また、当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

当連結会計年度における売上収益の分解とセグメント収益の関連は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	日本	米国	その他	合計
国内食料品製造・販売	150,030	—	83	150,113
国内その他	5,383	582	1,457	7,424
海外食料品製造・販売	392	78,723	64,915	144,031
海外食料品卸売	11,015	268,969	127,425	407,410
合計	166,821	348,275	193,882	708,979
顧客との契約から認識した収益	166,246	348,275	193,882	708,404
その他の源泉から認識した収益	575	—	—	575

(注) その他の源泉から認識した収益は、IFRS第16号に基づく賃貸収入等になります。

2. 契約残高に関する情報

当連結会計年度における契約残高に関する情報は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	2024年4月1日	2025年3月31日
顧客との契約から生じた債権 受取手形及び売掛金	82,152	80,836

(注) 当社グループにおいては、契約資産及び契約負債に重要性はありません。

重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2025年4月28日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に応じた機動的な資本政策を遂行するため。

2. 取得の内容

- (1) 取得する株式の種類 当社普通株式
- (2) 取得する株式の総数 1,600万株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 1.70%）
- (3) 株式の取得価額の総額 20,000百万円（上限）
- (4) 取得する期間 2025年5月8日～2026年3月31日
- (5) 取得方法 東京証券取引所における市場買付

その他の注記

(減損損失の注記)

当社グループは、当連結会計年度において、1,932百万円の減損損失を連結損益計算書の「その他の費用」に計上しております。
主な減損損失は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

セグメント	種類	用途	減損損失
国内その他	建物及び機械装置等	事業用資産	1,714

国内その他事業に含まれている連結子会社のキッコーマンバイオケミファ株式会社は、医薬品・化成品等を製造し国内外の医薬品会社等に販売しております。同社の鴨川プラントでは、より高品質な製品を安定的に製造するために新製造棟を建設するなど、さらなる成長に向けて生産体制の強化を図ってまいりましたが、当該新製造棟の稼働開始が遅れ、また、一部の製品の安定供給に課題が生じたことから、事業損益が悪化しました。そのため、直近の販売状況等を踏まえて事業計画を見直し、当該事業計画に基づいて減損テストを実施した結果、当該事業用資産から得られる回収可能価額が帳簿価額を下回ることとなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を1,714百万円計上しております。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しており、使用価値は将来キャッシュ・フローを税引前割引率9.3%で割り引いて算定しております。

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	11,599	21,192	2	21,194	2,899	65,799	68,699	△16,855	84,638
事 業 年 度 中 の 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当						△22,852	△22,852		△22,852
当 期 純 利 益						48,293	48,293		48,293
自 己 株 式 の 取 得								△15,004	△15,004
自 己 株 式 の 処 分			323	323				306	630
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	－	－	323	323	－	25,441	25,441	△14,697	11,067
当 期 末 残 高	11,599	21,192	326	21,518	2,899	91,241	94,140	△31,553	95,706

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	21,448	21,448	106,087
事 業 年 度 中 の 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△22,852
当 期 純 利 益			48,293
自 己 株 式 の 取 得			△15,004
自 己 株 式 の 処 分			630
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	△1,585	△1,585	△1,585
事業年度中の変動額合計	△1,585	△1,585	9,482
当 期 末 残 高	19,863	19,863	115,569

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位：百万円)

	従業員福利基金	従業員退職 手当基金	研 究 基 金	配当準備積立金	納税積立金	固 定 資 産 圧縮積立金	特別償却準備金	繰越利益剰余金	合 計
当 期 首 残 高	10	50	50	420	362	1,136	33	63,738	65,799
事 業 年 度 中 の 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当								△22,852	△22,852
当 期 純 利 益								48,293	48,293
税率変更による固定資産 圧縮積立金の調整額						△14		14	－
固定資産圧縮積立金の取崩						△16		16	－
特別償却準備金の積立							4	△4	－
税率変更による特別償却 準備金の調整額							△0	0	－
特別償却準備金の取崩							△8	8	－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	△31	△4	25,476	25,441
当 期 末 残 高	10	50	50	420	362	1,105	28	89,214	91,241

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|-------------------|--|
| (1) 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| (2) その他有価証券 | |
| 市場価格のない株式等以外のもの | 時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 有形固定資産（リース資産を除く） | 定額法 |
| (2) 無形固定資産（リース資産を除く） | 定額法
自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）にて償却 |
| (3) リース資産 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法 |

4. 引当金の計上基準

- | | |
|-------------|---|
| (1) 貸倒引当金 | 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| (2) 賞与引当金 | 従業員の賞与の支払いに備えるため、前1年間の支給実績を基礎として、当事業年度のうち未払期間に対応する支給見込額を計上しております。 |
| (3) 役員賞与引当金 | 役員賞与の支払いに備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。 |
| (4) 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。 |

(5) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、在任中の役員及び執行役員に対し、2008年6月24日開催の第97回定時株主総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を打ち切り支給すること及び同日までの在任期間に対する退職慰労金を役員及び執行役員それぞれの退任の際に支給することを、執行役員については2008年4月24日開催の取締役会において、役員については上記総会において決議しております。

(6) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状況を勘案し、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

(7) 役員株式報酬引当金

当社の取締役等に対する当社株式の交付及び給付に備えるため、株式交付規程に基づき、取締役等に割り当てられたポイントに応じた株式の交付及び給付見込額を計上しております。

5. ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を行っております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は持株会社として主に、グループ戦略の立案、事業会社の統括管理、ブランド管理のほか、食品、飲料、酒類等の販売を行っております。ブランド管理に係る契約については、当社の子会社に対してキックマンブランドの使用許諾を行うことで、当社が構築したブランドイメージや取引上の信用を提供することを履行義務として識別しております。当該履行義務は、ブランドを使用した当社の子会社が収益を計上することにより充足されるものであり、当社の子会社の売上高に一定の料率を乗じた金額を収益として計上しております。また食品、飲料、酒類等の販売については、引渡時点において当該物品に対する支配が顧客に移転し、当社の履行義務が充足されると判断しており、その時点で収益を認識しております。

7. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

8. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更が計算書類に与える影響はありません。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	20,071百万円
2. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	51,884百万円
長期金銭債権	250百万円
短期金銭債務	179,906百万円
長期金銭債務	5百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	66,732百万円
営業費用	6,864百万円
営業取引以外の取引高	8,174百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類	普通株式
当事業年度期首自己株式数	3,530,181株
当事業年度増加自己株式数	23,378,744株
当事業年度減少自己株式数	325,130株
当事業年度末自己株式数	26,583,795株
（変動事由の概要）	
増加の内訳は、次の通りであります。	
・ 2024年4月1日付で株式1株につき5株の株式分割を行ったことによる増加	14,120,724株
・ 単元未満株式の買取りによる増加	2,436株
・ 取締役会決議による自己株式の取得による増加	9,251,300株
・ 持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ対象者の退職等に伴う無償取得による増加	4,284株
減少の内訳は、次の通りであります。	
・ 単元未満株式の買増し請求による減少	158株
・ 持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式の処分による減少	324,972株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金否認	318百万円
貸倒損失否認	178百万円
退職給付引当金否認	278百万円
役員退職慰労引当金否認	135百万円
関係会社株式評価損否認	383百万円
投資有価証券評価損否認	794百万円
資産除去債務	262百万円
繰越欠損金	736百万円
関係会社事業損失引当金	450百万円
その他	1,354百万円
繰延税金資産小計	4,892百万円
評価性引当額	△2,693百万円
繰延税金資産合計	2,198百万円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△505百万円
退職給付信託設定益否認	△254百万円
その他有価証券評価差額金	△9,092百万円
関係会社株式	△330百万円
その他	△35百万円
繰延税金負債合計	△10,217百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△8,019百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従っております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の30.51%から2026年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については31.4%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は252百万円増加し、その他有価証券評価差額金は257百万円減少し、法人税等調整額は5百万円減少しております。

関連当事者との取引に関する注記

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取 引 内 容	取 引 金 額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
子会社	キッコーマン食品株式会社	所有直接 100%	同社の製品を当社が 販売 役員の兼任 資金の貸借	グループ運営収入(注1)	6,848	売掛金	677
				資金の貸付(注2)	－	長期貸付金	13,000
				利息の受取(注2)	184	その他 流動資産	61

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) グループ運営収入は、両社協議の上、決定しております。

(注2) 資金の貸付については、運転資金及び設備投資資金として貸付を行ったものであります。

貸付利率は市場金利等を勘案して合理的に決定しております。

返済金額及び時期については両社協議の上、都度決定しております。

収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 6. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しており、注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1 株当たり純資産額 122円58銭

2. 1 株当たり当期純利益 50円86銭

(注) 1 株当たり情報の算定上、役員報酬BIP信託が保有する当社株式284,025株を、期末株式数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

重要な後発事象に関する注記

連結注記表の「重要な後発事象に関する注記」の記載内容と同様のため、注記を省略しております。

その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。